

市民の皆さまによる自主的・自発的な姉妹都市交流を応援します！

大阪市の姉妹都市との 交流事業に助成します！！

支援内容

姉妹都市との交流事業の事業実施経費の2分の1を補助します。

【対象となる姉妹都市】

サンパウロ（ブラジル）、シカゴ（アメリカ）、上海（中国）、メルボルン（オーストラリア）、
サンクト・ペテルブルグ（ロシア）、ミラノ（イタリア）、ハンブルク（ドイツ）



対象となる事業

どんな事業が
対象になるの？



- ・姉妹都市交流について広く市民と共有できる、自主的・自発的な事業
- ・市民の参加が見込まれ、事業実施後も姉妹都市との交流の継続が期待できる事業
- ・国内外の関係（公的）機関と連携するなど、公共性・公益性が認められる事業
- ・大阪市内もしくは姉妹都市内で実施する事業
- ・申請団体が自主的に企画・運営する、営利を目的としない事業
- ・公序良俗に反しない事業
- ・政治活動や宗教活動を目的としていない事業
- ・大阪市からの他の補助を受けていない事業

フラワーアート制作



防災学習会



たとえば・・・

- ・姉妹都市の文化や社会を紹介する講演会
- ・姉妹都市に関するテーマについて学習するワークショップ
- ・姉妹都市の団体と共同して開催する絵画展、演奏会
- ・大阪市と姉妹都市間の青少年交流事業など、姉妹都市との交流を深める事業が対象になります。

補助の種類・件数・金額

種類	① ステップアップ枠〔上限100万円〕 ：2件程度	② スタートアップ枠〔上限10万円〕 ：4件程度
対象	姉妹都市交流事業を開始して <u>3年超の団体</u> で 事業による交流者が <u>100名以上</u> の事業	姉妹都市交流事業を開始して <u>3年以内の団体</u> で 事業による交流者が <u>20名以上</u> の事業

事業実施期間

【交付決定通知日:平成31年4月下旬（予定）】～平成32年3月31日

*なお、交付決定額が予算額に満たない場合は2次募集を行う場合があります。

事業実施場所

大阪市内もしくは姉妹都市内

募集期限

平成31年3月8日（金）まで

補助対象経費

事業実施に直接必要と認められる経費が対象です。

※事業実施期間中に支出されるものに限りです。

※団体の運営にかかる経常経費、飲食費、備品など団体の資産にかかる経費は対象外です。

※補助金額は対象経費となる金額の2分の1です。（消費税及び地方消費税を除く）

応募資格

- ・大阪市内に主要な事務所又は活動拠点を有していること
- ・大阪市内での活動実績を有していること
- ・対象事業を主催すること

応募方法

申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付してご提出ください。

ア 大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付申請書

イ 事業計画書

ウ 収支予算書（カタログや見積書など、積算の根拠を必ず添付してください。）

エ 団体概要（定款、寄附行為、会則など、団体の存在が証明できるもの）

オ その他市長が必要と定める書類

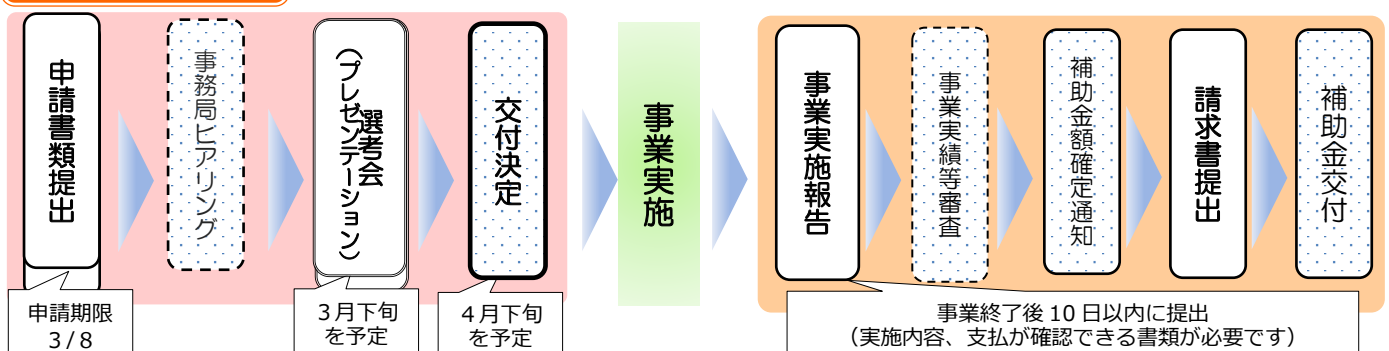
選考方法

申請書類の審査、申請団体によるプレゼンテーション、外部の有識者による選考を経て、補助の可否、金額を決定します。

選考基準

- ・姉妹都市交流について広く市民と共有できること<交流の共有>
- ・国内外の関係（公的）機関との連携のもと、姉妹都市間の交流を促進できること<協働・連携、公共性>
- ・継続的な効果の波及、今後の発展が期待できること<継続性・発展性>
- ・応募事業を確実に実施できる能力・組織体制を有していること<実現性>

手続きの流れ



詳しくは、大阪市ホームページ「大阪市姉妹都市交流推進事業補助」をご覧ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000457091.html>

（問合せ先、書類の提出先）

大阪市経済戦略局立地交流推進部国際担当（都市間交流）

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10ATCビル ITM 棟 4階 M-4

TEL：06-6615-3758 FAX：06-6615-7433

